

○大田原市総合計画審議会条例

平成22年12月28日条例第29号

改正

平成23年3月23日条例第3号

令和7年6月30日条例第21号

大田原市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 大田原市総合計画（以下「総合計画」という。）に関する事項を審議するため、大田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 総合計画の進捗状況について、必要な助言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 国又は県の職員

(2) 関係団体の役員又は職員

(3) 関係団体の推薦する者

(4) 識見を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1号及び第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。